

じんけん探訪 83

企業と人権

人に優しい企業

企業が活動を行うことで影響を受ける従業員、顧客、取引先、株主、周辺住民などを「ステークホルダー」と呼びます。中には、男性や女性、高齢者や若者、障がいのある人とそうでない人、外国人など、さまざまな人がいます。

企業が利益を追求するだけでなくステークホルダーとの関係を重視しながら果たす社会的責任(CSR)の中で、特に人権に配慮した企業を「人に優しい企業」と呼ぶことがあります。

例えば、高齢者や障がい者、妊婦などが利用しやすい幅の広い「専用駐車場」を玄関付近に設置したり、車いす利用者や子ども連れなども利用しやすい多目的トイレを設置したりする店舗が増えています。また、エレベーターやエスカレーター、スロープ、手すり、AEDなども多く目にするようになりました。

誰もが働きやすい事業所

企業は、従業員の仕事と生活の調和を図り、安心して働ける職場づくりを行う必要があります。そのため、個人の尊厳を傷つけて、働く意欲を奪うセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどを発生させないことが非常に重要です。他にも、障害者雇用促進法で定められた障がい者雇用、高齢者や外国人への配慮、同和問題の解決に向けた公正な募集や採用、従業員への人権研修など、人権を尊重した誰もが働きやすい事業所づくりの推進が必要とされています。

法整備とともに

障害者差別解消法により、障がい者に対する限りの配慮(合理的配慮)が義務付けられ、代筆や代読、手話やジェスチャー、点字、要約筆記などを導入した企業もあります。申込書や説明書などの書類は文字を大きくし、難しい漢字を避けて必要な場合には振り仮名を振るなど、誰もが読み取り、書いたりしやすいような配慮も進んでいます。

また、受付などに「耳マーク」を置き、耳が不自由な人が配慮を求めている意思表示ができるようにしている企業もあります。

推進員の設置

厚生労働省は、公正採用選考人権啓発推進員(推進員)の設置を企業に推奨しています。(香川県は、従業員50人以上の事業所が対象)推進員の役割は、公正採用の推進や人権研修のリーダー役として企業全体の人権意識を高めることです。企業が推進員の活動をしっかり支援することが、企業のCSRにつながります。

公正な採用

企業の公正な採用選考にあたっては、応募者の人権を尊重する立場に立ち、本人の適性と能力のみを基準にするように厚生労働省では呼びかけています。

人種や信条、性別、社会的身分などは、憲法で差別されないことが保障されており、公正採用によって、企業は実力ある人材を確保でき、社会的な信頼も高まります。

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

健康コラム

Vol.26

ウィルス対策は生活習慣を見直すこと

新型コロナウイルス感染症防止のために避けるべきとされる密集、密接、密閉という「3つの密」は、人の生活の中では当たり前でありふれた行動や環境です。すなわち3つの密も生活習慣といえます。



四国学院大学教授 緑ヶ丘総合運動公園センター長 清水 幸一さん

3つの密を避け、新型コロナウイルスの脅威を抑え込むために人が外出を控えるようになり、家庭内暴力(DV)も問題視されています。人それぞれにかかるストレスが発端となっているでしょう。心的要因から来る弊害です。イライラやカリカリといった怒りや興奮、不安や緊張などの感情と、自律神経(交感神経と副交感神経)のバランスとは密接な関係があります。

人は感情が高ぶると交感神経が優位になります。リラックスして冷静になるために副交感神経を刺激して、心のバランスを整えましょう。その方法として呼吸法をおすすめします。深呼吸(腹式呼吸)を行うのですが、難しくありません。ゆっくりと呼吸するので、特に息を吐く動作を深く長めに行うと効果があります。

イライラやカリカリを静めて、適切な運動と十分な休息を取ってください。

健康を守るための家での生活のポイント ~骨粗しょう症を予防しよう~

骨粗しょう症は、生活習慣や加齢などにより骨がスカスカになり骨折しやすくなる病気です。特に女性は、加齢による女性ホルモンの減少に伴い骨量の減少が起こりやすくなり、骨粗しょう症の危険性が高まります。高齢者の骨粗しょう症は、骨折がきっかけで寝たきりの状態になることがあります。三豊市の要介護認定者において、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊椎管狭窄症など)」は、認知症に次いで多い病気です。

いつまでも元気でいられるように、骨粗しょう症予防を生活に取り入れてみませんか?

骨粗しょう症予防のポイント

1 食事で骨を強化!

- ・1日3食、主食・主菜・副菜をそろえた食事を食べる
- ・丈夫な骨を作る栄養素を意識して食べる

カルシウム

- ・乳製品
- ・大豆製品
- ・小松菜 など

ビタミンD

- ・いわし、さけ、さんま、まぐろ
- ・干しいたけ など

ビタミンK

- ・ほうれん草
- ・ブロッコリー
- ・わかめ など

たんぱく質

- ・肉・大豆製品
- ・卵
- ・魚 など

2 運動で骨密度をアップ!

骨に適度な負荷をかけて、骨をつくる働きを促しましょう。

ウォーキング……屋外で日光(紫外線)を浴びて、ビタミンDもアップ!

※マスクの着用、人と距離をとるなどの感染予防対策を取りましょう

骨・筋肉を鍛える運動

- かかと上げ
- ① 転ばないようにいすなどを持つ
 - ② ゆっくりと両足のかかとを上げてストンと落とす



▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

要介護認定者が抱えている病気	
1位	認知症
2位	筋骨格系疾患
3位	眼科・耳鼻科疾患

▲三豊市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画より

これだけは知っておきたい都市計画 vol.4

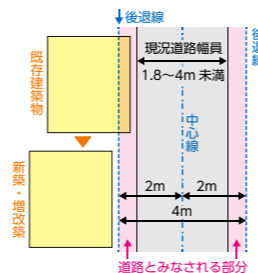
5月31日(予定)より、高瀬町の一部(高松自動車道を境として西側に位置する地域)および三野町が新たに区域に編入されます。今回は、都市計画区域の再編に関して、市民の皆さんからいただいた疑問にお答えします。

都市計画 Q & A

Q1 都市計画区域内では、建築物の敷地が「建築基準法上の道路」に2m以上接する必要があると聞いたのですが、「建築基準法上の道路」とはどのような道路ですか?

A1 「建築基準法上の道路」には、主に次のものが該当します。

- ① 国道、県道、市道で幅員が4m以上あるもの
- ② 都市計画区域に編入された時点で幅員が4m以上あるもの
- ③ 都市計画区域に編入された時点で建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の道で、県が指定するもの(建築基準法第42条第2項道路※以下「2項道路」という)
- ④ 土地の所有者などが県の許可や指定を受けて築造するもの(開発道路、位置指定道路)



Q2 12月号の広報で、2項道路に面する敷地については、その道路の中心線から2m下がって(後退して)建築物を計画すること、とありましたが、既存建築物についてはどうなるのですか?

A2 新たに都市計画区域に編入された時点で2項道路に面している既存建築物は、ただちに後退しなければならないということではありません。今後、建築物の建替えや増築の際に建築物を後退させてください。

Q3 2項道路の後退道路部分の固定資産税はどうなりますか?

A3 車両などが通行可能な状態で、かつ、接する道路と一体の公衆道路と見なされた場合には、申し出により固定資産税は非課税として取り扱います。

▶Q1~Q2に関する問い合わせ 都市整備課 ☎73-3048
Q3に関する問い合わせ 税務課 ☎73-3006